

療養通所マザー デイサービスにじ 運営規程 (児童発達支援事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社マザー湘南（以下「事業者」という。）が開設する「療養通所マザー デイサービスにじ（以下「事業所」という。）」が行う児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業（以下「事業」という。）が、介護保険法に基づく地域密着型療養通所介護（以下「主たる事業」という。）と児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定生活介護事業と一体的に適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、通所給付決定保護者及び医療的ケアの必要な重症心身障害児等（以下「障害児」という）に対し、適正な指定児童発達支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容を提供するとともに、その効果について継続的な評価及び改善を実施することにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供する。
- 2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努める。
 - 3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
 - 5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 療養通所マザー デイサービス にじ
- 2 所在地 茅ヶ崎市柳島1丁目9-8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種及び、職務内容は次のとおりとする。尚、職員の員数は「主たる事業」と一体的な配置とし、別表1のとおりとする。

- 1 管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 児童発達支援管理責任者
児童発達支援管理責任者は、指定児童発達支援にかかる通所支援計画（以下「児童発

達支援計画」という。)の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

3 嘱託医

嘱託医は、当該事業所を利用する障害児の健康管理及び療養上の指導、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。

4 看護師

看護師は、障害児の日常生活上の健康管理、必要に応じて医師の指示に基づく医療処置、アドバイス等を行う。

5 児童指導員又は保育士

児童指導員又は保育士は、指定児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定児童発達支援を提供する。

6 機能訓練担当職員

機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

7 障害サービス経験者

障害サービス経験者は、児童指導員又は保育士とともに指定児童発達支援を提供する。

8 事務職員

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び休日、別途事業所が定める日、12月29日から1月3日まで、職員全体研修日等を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時とする。ただし、災害等の緊急事態が発生した場合、社会情勢上または自然災害等含め事業所が縮小の必要性を判断した場合等は、この限りではない。

(利用定員)

第6条 事業所の指定児童発達支援の定員は、次のとおりとする。

- 1 事業所全体の利用定員は9名とし、そのうち事業所が定める定員内において、障害福祉サービス事業の定員は7名までとする。
- 2 事業所は、前項の定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行わないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業所は、主たる対象とする障害の種類を以下のとおりとする。

医療ケアの必要な重症心身障害児等

(指定児童発達支援の内容及び児童発達支援計画の作成)

第8条 この事業所が提供する児童発達支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
 - (2) 従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - (3) 事業所は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 この事業所が作成する児童発達支援計画は次のとおりとする。
- (1) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、通所給付決定保護者及び障害児の意向を把握し、希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。
 - (2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たって通所給付決定保護者及び障害児に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得る。
 - (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成する。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が供する児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて当該計画の原案に位置付けるよう努める。
 - (4) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、当該計画の原案について意見を求める。
 - (5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得る。
 - (6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成した際には、当該計画を通所給付決定保護者に交付する。
 - (7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、当該計画の変更を行う。
 - (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たり、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特段の事業のない限り、次のとおり行う。
 - ① 定期的に通所給付決定保護者と障害児に面接する
 - ② 定期的にモニタリングの結果を記録する
 - (9) 第2項（1）から（6）までは児童発達支援計画の変更についても準用する。

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 事業所は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該児童発達支援に係る利用者負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものと

する。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち、その他の費用として別表2のとおり、通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 事業所は、第3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。
- 5 事業所は、第3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりする。

茅ヶ崎市全域

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児の権利を尊重し、多大な迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

- 2 前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定児童発達支援に関し、児童福祉法の定めるところにより、都道府県知事等が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、都道府県知事等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県

知事等に報告する。

- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 事業所は、虐待の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(意思決定支援の推進に関する事項)

第17条 事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所給付決定保護者及び障害児の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業所は、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き通所給付決定保護者及び障害児の参加を原則とし、会議において、その意向等を確認することとする。

(感染症対策に関する事項)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果についての従業者への周知を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対する感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、障害児に対する必要なサービスを継続的に提供できる非常時の体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(安全計画の策定に関する事項)

- 第20条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業者は、利用者の安全の確保に関して、障害児又はその家族との連携が図れるよう、その家族に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するものとする。
 - 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

- 第21条 事業所は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、安全・サービス提供管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 事業所は、概ね6か月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成する。
 - 3 事業所は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 事業所は、従業者の資質向上のため、研修の機会を次とおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者に業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
 - 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
 - 6 事業所は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存する。
 - (1) 児童発達支援計画
 - (2) 具体的なサービスの内容、必要な事項の提供の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録

- (4) 身体拘束等の記録
 (5) 苦情の内容等の記録
 (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社マザー湘南と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 この規程は、令和2年4月7日から施行する。
 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
 この規定は、令和7年2月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

職 種		常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
主たる事業	事業				
管理者（看護師）			1		
看護職員	看護師・保健師		1以上		3以上
	児童発達支援管理責任者			1以上	
介護職員	児童指導員又は保育士		1以上		1以上
	機能訓練担当員				1以上
	障害サービス経験者			1以上	1以上
事務職員					1

別表2（第9条関係）

サービス	費 用
創作活動材料費	創作活動等における材料の費用として、利用の都度、1回につき50円を徴収します。
おやつ代	おやつを提供した場合の費用として実費相当
地域外送迎費	通常の営業地域を越えた地点から実費相当分（片道）徴収します。
入浴支援費	加算対象の上限回数（1月につき8回）を超えて支援を実施した場合は、1回につき500円を実費として徴収します。
その他	行事に参加した場合の交通費、施設利用費等の実費相当